

「宇土市」「南阿蘇村」が実施している 「医療費助成事業」の新規受託について(お知らせ)

■実施機関番号

宇土市	重度心身障害者	85.43.011.4
南阿蘇村	重度心身障がい者	85.43.191.4

■新規で受託する医療費助成事業の概要

	区分	法別	対象者	自己負担	
				入院	入院外
宇土市	重度心身障害者	85	・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限
南阿蘇村	重度心身障がい者	85	・満1歳以上 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ・福祉手当受給資格に相当する者	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限

※助成内容の詳細については各自治体HPをご参照願います

■受託年月：令和7年8月診療分

■対象医療機関等：県内の医療機関等

■その他

(1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容(対象年齢、自己負担等)が異なりますので、窓口において受給資格者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。

(2) 医療費助成事業の新規受託に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう必要に応じて変更等をお願いいたします。